

## 不正防止計画

平成21年10月 1日 21規則第8号

平成24年 4月 1日 24規則第4号

公益財団法人地震予知総合研究振興会（以下「振興会」という。）における研究費の不正な使用の防止及び対応に関する業務を適切かつ円滑に実施するため、不正防止計画を次のとおり定める。なお、この不正防止計画の実施に会長が率先して対応するとともに、不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

- 1 不正防止計画の推進を担当する部署（以下「防止計画推進部署」という。）は、財務会計規程等で定める契約に関する規定の役職員への周知に努める。
- 2 契約を担当する者は、契約は競争に付して行うことを原則とすることを踏まえ、随意契約による場合には、当該随意契約事由の確認を適切に行う。
- 3 検査を担当する者は、契約金額の大小、数量の多寡等にかかわらず厳正に行う。
- 4 防止計画推進部署は、不正発生の問題となりうる具体的事項について、継続して把握に努める。
- 5 役職員は、防止計画推進部署等の行う不正発生の問題となりうる具体的事項の調査及び不正行為の通報があったときに行われる調査に協力する。

### 附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、公益財団法人地震予知総合研究振興会の設立の登記の日から施行する。